

一般廃棄物処理に係る相互支援協定の締結について

1 背 景

近年増加する災害の発生、ごみ処理施設の故障や改修等により、各市において、ごみ処理に支障を来たす可能性がある事例が発生している。

今回、支援の基本的な事項を定めた相互支援協定を多治見市、土岐市、瑞浪市で締結し、円滑な一般廃棄物処理の実施に備える。

2 締結日

令和3年4月1日

3 相互支援の要件

相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 協定市における一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (2) 地震、台風等の災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の処理のために、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (3) 前2号のほか、急激なごみの量の増加や著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

4 支援の方法

協定市のうち関係する市において別途協議のうえ、次の事項を定める。

- (1) 廃棄物の種別
- (2) 搬入車両の種別
- (3) 輸送経路
- (4) 搬入日時
- (5) 処理費用及び支払方法
- (6) その他必要事項